

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 12 月 27 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒397-8550）長野県木曾郡木曾町福島 2757-1
（ナガノケンキソグンキソマチフクシマ 2757-1）

名称（フリガナ）：すんきブランド推進協議会
（スンキブランドスイシンキョウギカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 松井 淳一

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 17 類 野菜加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜漬物のうち（一）から（八）までに掲げるもの以外の野菜漬物（乳酸発酵漬物（無塩））

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：すんき（スンキ）

4 明細書の変更

生産者団体であるすんきブランド推進協議会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

- （1）会員である生産業者は、それぞれ「すんき生産行程管理記録票」、様式 1 「すんき生産行程管理記録票 1」、様式 2 「すんき生産行程管理記録票 2」を作成し、生産地、原料、生産方法を記録する。
- （2）「すんき生産行程管理記録票」及び様式 1 「すんき生産行程管理記録票 1」は、その年度において最初の漬込時に作成し、作成した月の翌月 15 日までに（土日、休日の場合は次の平日とする）すんきブランド推進協議会に写しを提出する。
- （3）様式 2 「すんき生産行程管理記録票 2」は、漬込日ごとに作成するものとし、毎月 15 日（土日、休日の場合は次の平日とする）までに、その前月分の記録票の写しをすんきブランド推進協議会に提出するものとする。なお、

原料の入手方法、すんき種の入手方法等、仕入れに関する書類がある場合は、証拠書類としてその写しを添付する。

- (4) 生産者団体であるすんきブランド推進協議会は、生産シーズンの始めに会員である生産業者の製造施設等を巡回し、「すんき生産行程管理記録票」、様式1「すんき生産行程管理記録票1」及び様式2「すんき生産行程管理記録票2」の記載内容の確認を行う。また、生産シーズンの後半に品質評価会を実施し、様式2「すんき生産行程管理記録票2」の記載内容を確認する。なお、巡回調査、品質評価会開催時期以外に生産された漬物については、様式2「すんき生産行程管理記録票」の提出を受けて確認し、生産方法を遵守していないことが疑われる場合には、速やかに現地調査を実施し、記載内容を確認する。

また、それぞれの確認内容について様式3「生産行程管理確認票」を作成する。

なお、すんきブランド推進協議会はその年の本格的な漬け込みが始まる前に、生産業者を対象とした研修会を開催し、すんきの生産に関する情報提供や品質基準等の遵守について周知徹底を図る。

6 明細書適合性の指導

生産者団体であるすんきブランド推進協議会は、生産地、原料、生産方法について、明細書の内容に従った生産が行われていない場合には、会員である生産業者に対し、警告を発し是正を求める。

警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、すんきブランド推進協議会総会において審議を行い、当該生産業者を除名することができるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 生産者団体であるすんきブランド推進協議会は、前記5の(4)の現地調査及び品質評価会に併せて、製品包装の確認を行うものとし、生産地、原料、生産方法の基準を満たしている漬物についてのみ、地理的表示である「すんき」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「すんき」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの(例えば、出荷用の段ボール箱)についても確認する。

なお、すんきブランド推進協議会はその年の本格的な漬け込みが始まる前に、生産業者を対象とした研修会を開催し、地理的表示である「すんき」及び登録標章の適正な使用について周知徹底を図る。

- (2) 生産者団体は、前記5の(4)の確認の際に以下の漬物があるか否かを確認する。

- ① 各基準のいずれかを満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「すんき」及び登録標章が使用されている漬物
- ② 地理的表示である「すんき」のみが使用されている漬物

- ③ 登録標章のみが使用されている漬物
- ④ 地理的表示である「すんき」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている漬物

8 地理的表示等の使用の指導

生産者団体であるすんきブランド推進協議会は、前記5の(4)の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産業者等に対し、警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会総会において審議を行い、当該生産業者を除名することができるものとする。

- ① 各基準のいずれかを満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「すんき」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「すんき」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「すんき」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

生産者団体すんきブランド推進協議会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2カ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- ① 特定農林水産物審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- ② 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として以下の資料
生産者団体すんきブランド推進協議会が作成した「生産行程管理確認票」及び現地調査、品質評価会における検査記録
- ③ 提出時における最新の明細書
- ④ 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体「すんきブランド推進協議会」は、前記9において提出した資料に加えて、以下の資料を事務所(木曾町福島2757-1)に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- ① 会員である生産業者の作成した「すんき生産行程管理記録票」の写し

[REDACTED]

[REDACTED]